

令和6年度（2024年度）事業評価の実施について

1 事業評価のポイント

- ・行政自らが、各事業の進捗や効果について、E B P Mの基本となるロジックモデルに基づき設定した成果指標に照らして検証を行い、事業の改善や見直しに繋げ、より効果的・効率的な行政サービスを目指す。⇒ **事業評価調書により検証を行い、評価結果を翌年度予算要求へ反映**
- ・上記の考え方により事業を構築し、行政の透明性を高め、市民や議会に対しての説明責任を果たす。
⇒ **事業評価調書をアカウンタビリティ（説明責任）資料として活用し、公表**

2 対象事業の選定方法

- ・一般会計・特別会計の中事項を以下の4つの区分へ分類
 - (1) 市民サービス・裁量的経費 [(2)～(4)に属さない全ての事業]
 - (2) 市民サービス・義務的経費 [扶助費、法定事務 ほか]
 - (3) 内部管理・裁量的経費 [職員の事務費、本庁舎等の管理費等 ほか]
 - (4) 内部管理・義務的経費 [職員の人件費、補助金等返還金 ほか]
 - ・「(1) 市民サービス・裁量的経費」について、効率的・効果的な評価を実施し、実効性を確保する観点から、議決額が1,000万円以上の事業を対象
- ※事務の重複を避けるため、人口減少対策関連事業および市長公約推進事業等は除く

3 評価の方法・視点

- ・所管部局が設定した成果指標や目標値、成果指標の達成に向けて作成したロードマップ、今後の事業の見直し内容や方向性などをもとに、市役所自らが評価を行い、その評価結果を踏まえ、各事業の改善や見直しを翌年度の予算編成へ繋げる
- ・課題が解消しない場合や、効果が低い場合には、事業の廃止・縮小等を検討
- ・効果の測定ができず、有効性・必要性の判断ができない事業は、ロジックモデルやロードマップを見直し

4 評価結果

有効性・必要性	事業数	意見・指摘有 (見直し等検討)
1 有効性・必要性が高い	7事業	2事業
2 有効性・必要性がやや高い	36事業	23事業
3 有効性・必要性がやや低い	5事業	5事業
4 有効性・必要性が低い	1事業	—
5 効果が測定できていないため、有効性・必要性の判断ができない	3事業	3事業
合 計	52事業	33事業